

災害時保健医療福祉活動支援システム(D24H)に関するQ&A

	質 問	回 答
1	都道府県の保健医療福祉調整本部や保健所の保健医療福祉調整地域本部において、D24Hをどのように使って いけばよいかが理解できていないのですが、その辺りについて教えていただけますでしょうか。	保健医療福祉調整本部等におけるD24Hの活用方法については、厚生労働省及びD24Hのホームページに掲載している芝浦工業大学市川教授の動画で説明しています。 (厚生労働省 災害・危機管理) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055967.html (D24H e-learning) https://www.d24h.mhlw.go.jp/e_learning/
2	情報の収集は誰がする想定でしょうか。市町村の医療政策部門が主体でしょうか。民間チームでしょうか。	令和8年3月30日付け「大規模災害時における「災害時保健医療福祉活動支援システム(D24H)」の活用について(周知)」にて想定される情報の入力者を記載しておりますので、ご確認ください。
3	D24Hは、保健・医療・福祉の3分野におけるコミュニケーションの円滑化を目的としたツールであると認識していますが、保健や医療の専門職ではない一般事務職員でも活用することは可能でしょうか。 また、保健師等に限らず、災害対策本部において一般事務職員同士が被害状況や浸水等の情報を共有する用途で活用することについても問題はないのでしょうか(保健・医療・福祉分野に直接関係しない情報でも利用可能か)。	D24Hについては一般事務の職員においても研修・訓練により入力方法・閲覧方法を学習し、活用いただくことが可能です。 また、災害対策本部において、保健・医療・福祉従事者に関係していない、一般事務の方に活用いただくことは可能です。
4	災害発生時には、現場が対応業務に追われ、情報の入力や共有が困難となる状況も想定されるのではないのでしょうか。実際に災害が発生した場合、市区町村においてどこまで対応が可能なのか、また、情報共有や連携を図る以前に、情報自体が十分に収集されない、あるいは収集された情報が適切に活用されないといった状況も生じ得るのではないかと懸念しております。	情報の入力は、外部の保健医療福祉活動チーム等が対応するという分担も考えられます。 入力・送信されたデータはシステムで集計され、アカウントを有する都道府県等が閲覧し、災害対応に活用されます。
5	A自治体の保健師等のチームが被災地(B自治体)へ応援に入った際、避難所巡回等で得た情報をD24Hに入力する場合は、予めA自治体に発行されているアカウントでログインし、情報を入力するという理解でよろしいでしょうか。	D24H Survey 入力アプリを用いた情報の入力については、アカウントは不要です。災害発生時等に厚生労働省から発出する事務連絡に記載された災害コードを確認の上、入力をお願いします。
6	「避難所ラピッドアセスメントシート保健医療版20250331」における入力の考え方について、「Q35. トイレ掃除」～「Q46. バリアフリー」は選択肢が「はい・いいえ・不明」3つであり、どれを選択すべきか悩んでいます。 例えば、「Q35. トイレ掃除」において、1回でも掃除していれば「はい」と回答するのか、それとも定期的な清掃が仕組化され、衛生的な状態を維持できる状況であれば「はい」の回答になるのでしょうか。 また、「Q37. 下水」については、下水道が使用可能であれば「はい」と回答するのか、下水道使用不可であっても別途対策がとられていれば「はい」と回答可能なのでしょうか。	本アセスメントは、一度限りの評価ではなく、避難所の環境や運営状況を継続的に把握し、課題の改善に繋げていくことを目的として、定期的を実施するものです。 そのため、各設問への回答に迷う場合は、調査時点で「使用可能・該当・対応済」の状態が一時的ではなく、その状態が「継続的かつ安定的に実施・確保されているか」という観点で判断してください。 また、現時点で十分な体制や環境が整っていると明確に確認できない場合は、課題を適切に把握し、改善に繋げるためにも、「不明」または「いいえ」を選択することを基本的な考え方としてください。代替手段や補足すべき状況がある場合は、必要に応じて関連項目または備考欄に記載してください。
7	災害救助法の適用があった災害においては、D24Hが稼働し、継続的な避難所環境の評価を実施するため、市町村がラピッドアセスメントシートにより避難所情報を入力するとのことですが、今後、本シートに関する自治体向けマニュアルの提供予定はありますでしょうか。	D24Hの入力項目は、避難所ラピッドアセスメントシートの項目に対応しております。 現時点では、本シートに関する自治体向けの個別マニュアルを新たに提供する予定はありません。 D24Hの操作方法や関連する事務連絡等については、厚生労働省ホームページに掲載されておりますので、必要に応じてご参照ください。 (厚生労働省 災害・危機管理) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055967.html
8	他自治体からの応急対策職員派遣制度により派遣された人も、被災地の状況を閲覧できるようになるでしょうか。	他自治体からの応急対策職員派遣制度により派遣された人についても、被災地の保健医療福祉調整(地域)本部等を通じてD24Hの子アカウントが付与された場合は、権限の範囲内で被災地の状況を閲覧することが可能です。
9	1自治体1アカウントとのことですが、単一のアカウントで災害対策本部と保健センターが同時にアクセスすることは可能でしょうか。	同一アカウントで複数の端末から同時にアクセスすることは可能です。
10	D24Hは、情報の入力・分析・閲覧等が可能とのことですが、市区町村、都道府県、国のそれぞれの役割については、市区町村が主に情報を入力し、都道府県が情報の補完や分析を行い、国が集約された情報をさらに分析するという形で連携し、その結果がアカウント保有者全体に共有されるというイメージでよろしいでしょうか。 また、説明の中で、保健医療福祉活動チーム等に情報の活用を許可する場合には、自治体の子アカウントを発行するとのお話があり、運用が自治体に委ねられているようにも感じました。自治体によっては、情報入力だけで手一杯となる可能性もあり、円滑な活用が難しいのではないかと懸念しています。	D24Hは、市区町村、都道府県、国、保健医療福祉調整(地域)本部、保健医療福祉活動チーム等の関係者が、避難所等の状況を入力・集約・可視化し、保健医療福祉活動に活用するためのシステムです。 役割分担については、市区町村が入力し、都道府県が補完・分析し、国がさらに分析するという一方向の流れに限らず、災害時の体制や権限設定に応じて、関係者間で情報を共有・活用するものと認識しています。 また、大規模災害時には、保健医療福祉調整(地域)本部が中心となり、入力情報を確認・整理し、支援調整や活動チームとの連携に活用することが想定されます。被災都道府県外からの保健医療福祉活動チームについても、必要に応じて子アカウントが付与され、権限の範囲内で情報の閲覧・活用が行われるものと承知しております。 なお、自治体の入力負担については、災害時の体制や運用方針に応じて、保健医療福祉調整(地域)本部、保健所、保健医療福祉活動チーム等と連携しながら対応していくことが重要と考えています。
11	災害救助法の適用時には、災害コード等の連絡が都道府県に発出されると承知しています。一方で、今般は市町村のアカウントも発行されており、その連絡先も収集されているものと思われます。これにもかかわらず、国から各アカウント保有者への一斉通知とされていない理由は何でしょうか。	市区町村の連絡先はアカウント付与のための一時的なものであるためです。そのため、災害コードなどの発行の連絡については、引き続き、都道府県宛とさせていただきます。

12	①避難所の避難者数等の情報のタイムラグは何時間でしょうか。 ②避難所を運営する市町村の情報をどのように収集されるのでしょうか。 ③情報に漏れがある可能性はありますか。システムや仕組みについてご教授ください。	①D24H Survey入力アプリによりデータを送信すると、D24H SURVEY・アセスメント管理に反映されます。ただし、避難者数等の情報は、D24H SURVEYに直接入力される場合のほか、SOBO-WEB等の外部システムから連携される場合も想定されるため、反映のタイミングは入力・更新方法や連携元システムの仕様に依存します。 ②避難所を運営する市町村に関する情報は、避難所の施設情報等に紐づく情報として把握されます。避難所の施設情報等については、国土地理院の指定緊急避難場所・指定避難所データ等の更新状況に依存します。一方、避難所の運営状況や環境等に関する情報は、避難所ラピッドアセスメントシートの項目に沿って、避難所、保健所、市町村、保健医療福祉活動チーム等の関係者が入力することが想定されています。 ③入力されていない項目は、システム上において、ブランクまたは未確認の情報として扱われるため、入力状況によって情報に不足が生じる可能性はあります。そのため、D24H SURVEYの情報は、継続的な入力・更新を前提に、保健医療福祉調整(地域)本部等が入力状況や内容を確認しながら活用することが重要です。 なお、情報の閲覧・活用は、アカウント及び権限の範囲内で行われます。保健医療福祉活動チーム等が情報を活用する場合も、自治体等から子アカウントが付与された場合に限られ、当該災害時の活動に必要な範囲で利用されるものと承知しております。
13	① D24HSurvey入力において、避難所のアセスメントを登録する際、予め一部の施設情報のみが入っていますが、どの情報をベースに事前登録されているのでしょうか。 ② 事前登録されていない施設について、基礎自治体側で事前登録することはできますか。 ③ 基礎自治体のアカウントで、当該自治体以外の情報をダッシュボードで観ることはできますか。	①D24H Survey入力アプリに表示される施設情報は、主に市町村が指定した指定避難所の情報をもとに登録されています。指定避難所データは、国土交通省国土地理院が提供する指定緊急避難場所・指定避難所データ等に基づき、D24H稼働時にシステム上へ反映され、画面上に表示されます。また、国土地理院のデータは、各市町村が登録した情報をもとに整備されるものであり、最新でない場合や未掲載の場合もあるため、最新の指定状況や詳細は、当該市町村の情報を確認する必要があります。なお、訓練用やテスト入力の場合は、対象自治体や表示範囲を限定して運用する場合があります。 ②D24H上で、基礎自治体が平時から任意の施設を事前登録することは想定されていません。ただし、D24H Survey入力時に対象施設が登録されていない場合は、「新規施設」として施設情報を入力し、アセスメント情報を送信することが可能です。 ③災害時には、基礎自治体のアカウントで自治体以外の情報をダッシュボード上で閲覧できる場合があります。また、訓練用やテスト入力の場合は、対象自治体や閲覧範囲を限定して運用する場合があります。
14	帳票の設定方法を詳しく教えていただきたいです。	帳票設定については、基礎自治体アカウントでは閲覧権限のみとなるため、自治体側で設定を変更することはできません。設定内容の確認や変更が必要な場合は、D24H事務局へご相談ください。 なお、D24H Survey入力アプリの操作方法については、D24Hのe-learning サイトをご確認ください。
15	子アカウントの発行権限は市町村にも付与されるのでしょうか。	都道府県、保健所、市区町村のアカウントに権限が付与されています。
16	子アカウントを付与する範囲に制限はありますか。	子アカウントは、保健医療福祉調整(地域)本部の判断に基づき、同本部に関連する保健医療福祉活動チーム等、活動上必要な関係者に対して発行されるものです。閲覧・活用できる情報は、付与された権限の範囲内となります。
17	子アカウントを付与された場合、チャットやファイル共有についても親アカウントと同様に利用できるようになるのでしょうか。あわせて、システム上での子アカウントの具体的な付与方法についても知りたいです。	子アカウントでも利用可能です。 D24Hのe-learningサイトに「子アカウントマニュアル」の名称で掲載しています。 (D24H e-learning) https://www.d24h.mhlw.go.jp/e_learning/
18	子アカウントを付与された保健医療福祉活動チームは、D24Hのシステム上でD24Hの操作説明動画等を閲覧できるのでしょうか。 (質問の意図としては、発災時に子アカウントを発行された保健医療福祉活動チームが本庁にD24Hの使い方を問い合わせることにより、本庁の対応が逼迫することが想定されるためです。)	D24Hの操作説明動画は、D24Hのe-learningサイトに掲載されており、閲覧するためのアカウントは不要です。 (D24H e-learning) https://www.d24h.mhlw.go.jp/e_learning/
19	市町村からDMAT等の保健医療福祉活動チームに対して子アカウントを作成できるとのことですが、災害発生時には各市町村が個別に発行するのでしょうか。近隣市町村で同一の団体にアカウントを付与してしまうリスクもあると考えますが、その点についてどのようにお考えでしょうか。	大規模災害には、都道府県及び保健所に保健医療福祉調整(地域)本部が設置され、被災都道府県外からの保健医療福祉活動チームは当該本部と連携すると想定され、基本的には、必要に応じ都道府県から保健医療福祉活動チームに対して子アカウントが付与されるものと考えております。 また、様々な主体が閲覧することに伴い閲覧状況に一部重複が生じる可能性も想定されますが、特段支障はないものと考えております。
20	D24Hのアカウントを市町村にも発行しているとのことですが、災害医療コーディネーターには発行していますか。	災害医療コーディネーターには発行しておらずに、必要に応じて、各自治体で子アカウントを付与いただきますようお願いいたします。
21	D24Hコミュニケーションツールについて、アカウントを持っている組織のみの利用とのことですが、自治体以外の団体(保健医療福祉活動チーム等の団体)は子アカウントを使うことを想定しているのでしょうか。	自治体以外の団体(保健医療福祉活動チーム等)については、必要に応じて自治体から子アカウントが発行されるものと想定しています。その上で、D24Hコミュニケーションツールは、子アカウントでも利用可能です。
22	チャット機能を利用する場合、オープンチャットのような形式となっているのでしょうか。1対1の閉じたやり取りでは、どのように情報が流れ、対応が進んでいるのか把握にくいのではないかと考えます。一方で、オープンな形式であれば、必要な情報を主体的に取得したり、当事者に直接連絡したりすることも可能になるのではないかと思います。	オープン形式及び1対1のいずれにも対応しています。
23	他機関と情報を共有する際、個人情報の同意は必要でしょうか。	D24Hは個人情報を取り扱っておりません。
24	D24Hでは現状、避難者の健康管理について個票が作成できないと思いますが、そこは紙媒体を考えているのでしょうか。	D24Hは個人情報を扱わないシステムであるため、被災者個人の個票の取扱はございません。 避難所における集団の状況や、衛生環境、生活環境について、支援の必要なもの・量などの情報を、災害対応者に提供し、支援の意思決定につなげるためのシステムとなっております。
25	ファイル添付やチャットは個人情報を取り扱えますか。	利用者の判断で、個人情報を扱うことは可能ですが、漏洩については利用者の責任でお願いします。

26	各自治体において独自にシステムが開発され、既に運用が開始されている状況にあるため、今からD24Hへ移行することが難しいケースもあるのではないかと考えます。 例えば、現在各自治体で使用しているシステムのデータをD24Hにインポートできる仕組みは実装されているのでしょうか（CSVファイルでの取り込み等）。	各自治体で使用しているシステムのデータをD24Hにインポートできる仕組みは有しておりません。
27	D24Hでは、保健師等の派遣要請はできないということでしょうか。	保健師等の派遣調整については、災害保健派遣調整システムにて行われると承知しています。
28	有床診療所以外のすべての診療所情報を収集することは可能でしょうか。	診療所情報は、入力の対象に含まれておりません。
29	これまでの保健所入力システム（施設損壊等）はどこに統合されているのですか。	保健所現状報告システムは、令和8年4月よりD24Hに統合されており、保健所情報はD24Hより入力可能です。
30	保健所現状報告システムが令和8年4月1日からD24H内に移管されると聞いていますが、入力方法や表示画面等について詳細を教えてください。	入力方法や表示画面については、基本的に従前から変更ありません。今後、マニュアルを厚生労働省ホームページに掲載する予定です。
31	保健所現状報告システムで報告をする際、災害コードが必要になるかと思いますが、これが不明もしくはPCが使えず把握ができない場合、どうすればよろしいでしょうか。	災害コードを発行した際には、必要な自治体に対して速やかに周知いたします。通信手段が確保できない場合は、別途の連絡手段を確保してできる限り速やかに伝達するよう調整願います。
32	D24Hに、災害時情報共有システムも連携済みと説明されていたと思いますが、いつから連携されたのでしょうか。	令和7年度に連携しましたが、現時点では情報を見ることはできません。
33	J-SPEEDと連携していますか。	J-SPEEDとは連携しておりません。
34	EMISの機能からなくなっている医療救護所の開設・運営状況の情報を把握できる機能も実装していただきたいと考えていますが検討はされている状況でしょうか。	現時点では検討していません。
35	保健所現状報告システムはD24Hに移管されましたが、災害保健情報システムのその他のシステムも、順次D24Hへ移管されるのでしょうか。	DHEAT及び保健師等チームの派遣調整のシステムは、引き続き、災害保健派遣調整システムで運用されると承知しております。 （災害保健情報システムは、令和8年4月より災害保健派遣調整システムに名称変更されると承知しております。）
36	入力システムが複数あるかと思いますが、将来的に1つの入力システムになる見通しはないのでしょうか。	現状、災害支援システムを一本化する見通しは立っておりません。
37	〇〇〇県においては、避難所の状況や公共施設の被害状況等であれば、災害時情報共有システムとLアラートを連携させており、それにより消防庁からも情報の取得が可能な状況です。国の所管が異なるとはいえ、大規模災害時の対応として同じような情報をそれぞれが入力するのは、効率が良いとは言えないと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。	都道府県により、導入している災害情報システムや情報連携の仕組み、その運用体制の成熟度には差があります。既に複数のシステムを連携させ、高度な情報共有基盤を構築している自治体においては、それらの既存システムを活用して災害対応を行うことが有効であると考えています。 一方で、全ての都道府県や市町村が、それぞれ個別に同等のシステム環境を整備・運用することは容易ではありません。こうした状況を踏まえ、D24Hは、自治体ごとのシステム整備状況に関わらず、全国で保健医療福祉活動に必要な情報を把握・共有・活用できるよう、国が整備する共通基盤として位置付けられています。従って、D24Hは既存システムを置き換えることを目的とするものではなく、Lアラートや各自治体の災害情報システム等で把握される情報も活用しつつ、保健医療福祉活動に必要な避難所環境、ライフライン、衛生・感染症対策、医療・福祉ニーズ等の情報を補完・整理する役割を担うものと考えています。 また、大規模災害時に同様の情報を複数のシステムへ重複して入力することは、現場負担の増加に繋がるため、可能な限り避けるべきものと認識しています。D24HではSOBO-WEB等との情報連携も想定しており、既存システムとの連携を含め、重複入力の抑制や情報共有の効率化を図りながら運用してまいります。
38	得られたデータをGeminiやClaudeなどのAIにつないでの運用も、将来的には考えられているのでしょうか。	AIの利用については検討段階ですが、将来的な利用は見据えております。
39	災害対策は、平時から実践することでフェーズフリーな体制を構築することが重要と考えます。保健・福祉・医療の分野において、平時からD24Hを活用することについてはご検討されていますでしょうか。	D24Hダッシュボード for EMISにおいては平時からの備蓄等情報の入力項目の確認が可能です。
40	D24Hコミュニケーションツールですが、平時に練習として利用してもよいでしょうか。	コミュニケーションツールは、平時から練習で用いてもらって構いません。
41	ファイル共有システムについてですが、利用可能な容量はどの程度でしょうか。	現在は制限を設けていませんが、今後、利用状況に応じて設定する可能性があります。
42	D24H Dashboardsはデータ量が多く、職場のインターネット環境によっては表示されない場合があります。利用する際のパソコンのスペック要件や推奨環境はありますか。	D24H DashboardsはWebブラウザ上で動作するため、専用ソフトのインストールは不要ですが、データ量が多い場合や地図表示を伴う場合は、利用端末の性能やインターネット回線の状況により、表示に時間がかかる、または正常に表示されない場合があります。 利用にあたっては、最新バージョンのブラウザを使用し、安定したインターネット環境で閲覧いただくことを推奨します。また、端末については、少なくとも8GB程度のメモリを備えたパソコンでの利用が望ましく、可能であれば、CPU性能やメモリに余裕のある端末をご利用ください。 なお、職場のネットワーク環境によっては、セキュリティ設定、プロキシ、ファイアウォール、通信制限等により、表示されない場合があります。表示できない場合は、ブラウザの更新、別ブラウザでの確認、通信環境の確認に加え、必要に応じて所属機関の情報システム担当部署へご確認ください。
43	災害コードが5桁では分かりにくいため、6桁にすることはできないでしょうか。6桁であれば発災日（yyymmdd）をコード化でき、避難所を巡回する際に番号の失念を防げると考えます。	災害コードについては、災害ごとの識別に用いる重要な情報であるため、セキュリティ確保の観点から、発災日などから推測可能な形式とすることはできません。 また、コードの構成や生成方法については、セキュリティ上の理由から詳細をお示しすることは差し控させていただきます。 災害コードの確認方法や共有方法については、運用上分かりやすくなるよう、関係者への周知方法等を工夫してまいります。
44	SOBO-WEBは、オープンライセンスとすることで、拡張性が高まるのではないのでしょうか。	SOBO-WEBを所管している内閣府防災担当にお問い合わせをお願いします。
45	本システムについては、令和7年7月25日付け事務連絡で、今後、市町村等にも閲覧権限の範囲を広げていく予定とされていますが、その後、特に通知が届いておりません。説明では、閲覧権限だけではなく、D24H Survey 入力アプリで避難所環境等の情報を入力できるのかと思いますが、今後どのようなスケジュールで進んでいくのでしょうか。	令和8年2月16日付け事務連絡「大規模災害時における「災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）」の活用に向けた対応について（依頼）」において、市区町村にもアカウントを付与するために、都道府県にアカウント情報の送付先のメールアドレスのとりまとめを依頼し、令和8年3月30日より登録されたメールアドレス宛にアカウント情報を送付しております。

46	①SurveyやDashboard以外のCommunication Tools等の機能も今後訓練等で使用できるものでしょうか。 ②EMISに医療機関、D24Hに避難所情報、災害時情報共有システムに福祉施設の被災想定を入れ、その情報が全てD24Hで閲覧できる状態で、訓練をする場合はどのようにしたらよいでしょうか。できれば一括で入力できる機能があるとありがたいです。	①訓練でも利用可能です。 ②被害想定を登録したい場合は事務局にご相談ください(入力をさせていただきます)。
47	D24H全体の概要の研修ではなく、D24H Cloudやその他各機能に特化した研修等を今後行われる予定はありますか。	現時点では機能に特化した訓練は想定しておらず、e-learningでの対応になります。
48	e-learningは、動画をみるだけではなく、問題を解決していくようなActive Learningの要素はあるのでしょうか。	e-learningにおいては、Active Learningの要素はございません。 訓練コード「99999」を用いたSurveyの入力訓練や閲覧をいただくことが可能です。 詳細は、e-learningサイトの「D24Hテスト入カマニュアル」をご覧ください。 (D24H e-learning) https://www.d24h.mhlw.go.jp/e_learning/
49	D24Hを利用した訓練のひな形などありましたら、D24Hホームページにお示しいただきたい。	D24Hのe-learningサイトに「D24H訓練活用資料」を掲載していますのでご利用ください。 (D24H e-learning) https://www.d24h.mhlw.go.jp/e_learning/
50	D24Hホームページ上に格納されている資料(マニュアル等)について、資料がSharePoint上に保存されているため、自治体のセキュリティ上アクセスできません。SharePoint以外の場所に保存していただくことは可能でしょうか。	同じ資料が厚生労働省ホームページの「災害・危機管理」に掲載していますのでご利用ください。 (厚生労働省 災害・危機管理) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055967.html
51	庁舎内で共有したいので、可能であれば本日の説明資料をいただきたいです。	厚生労働省のホームページへ掲載しております。 (厚生労働省 災害・危機管理) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055967.html
52	D24Hの「24」は、何を意味しているのでしょうか。	「Disaster Digital information system for Health and well-being」について、「Disaster Digital」のD2つからD2、forを4と変換して、HealthのHをまとめて「D24H」と命名しています。
53	D24Hは芝浦工業大学が運営しているのでしょうか。	芝浦工業大学は開発業者であり、システム保守運用は別業者が対応しております。

※本Q&Aは、今後随時更新する予定です。